

植物の新品種の保護に関する国際条約（抜粋）

第十二条 出願の審査

育成者権の付与の決定には、出願が第五条から第九条までに定める条件を満たすか否かの審査を必要とする。当局は、この審査において、当該品種の栽培その他の必要な試験を実施し、そのような試験の実施を指示し又は既に実施されたそのような試験の結果を考慮することができる。

当局は、育成者に対し、審査のために必要なすべての情報、書類又は試料の提出を求めることができる。

知的財産推進計画 2006（抜粋） 平成18年6月8日 知的財産戦略本部

・ 知的財産の保護を強化する

1. 知的財産の権利付与手続を迅速化する

（2）品種登録の審査期間を短縮する

- a) 種苗法に基づく品種登録出願の増加に伴い、審査待ちの期間は拡大傾向にあるが、早期の権利確定に対する出願人の要請に応えるため、平均審査期間の短縮目標の前倒しを図り、2008年度までに、平均審査期間を2.5年に短縮する。